令和８年度第２回　伊達市入札監視委員会議事録

日　時	令和８年 10 月６日(火)　午後１時 30 分から午後２時 45 分
場　所	伊達市役所議会棟２階特別会議室
出席者	【委員】 伊藤宏委員長、髙久健一委員、佐藤貴洋委員、 齋藤晶委員、三品和彦委員 【事務局】 本田財務部長、大橋財政課長、渡邉契約検査係長、 渡辺契約検査係技査 【工事担当課】 商工観光課　加藤元晴副主幹兼観光振興係長 保原総合支所　大橋宏副主幹兼地域総務係長 公有財産管理課　大谷雅祐副技幹兼施設整備係長 維持管理課　佐藤司副技幹兼維持保全係長 上下水道課　安藤稔技査 防災危機管理課　大友幸弘副主幹兼消防係長 公有財産管理課　横山康平主任技師
議　事	（１）報告事項 ①　市発注工事等の入札結果について （対象期間：令和８年５月１日～８月 31 日） ②　入札参加有資格制限処置に関する状況について （対象期間：令和８年５月１日～８月 31 日） （２）審議事項 ①　抽出事案について （対象期間：令和８年５月１日～８月 31 日） ②　抽出事案の審議について 2026000130　イオンモール伊達アンテナショップ内装工事 2026000160　伊達市保原市民センター外壁等改修工事 2026000169　大関橋橋梁補修工事 2026000170　大泉字大舘地内配水管布設替工事 2026000185　伊達市消防団月舘支団消防屯所新築工事
資　料	【資料１】入札方式別発注工事総括表 【資料２】入札参加資格制限措置一覧表

	【資料３】抽出工事一覧表 【資料４－１】抽出事案説明書 【資料４－２】抽出事案説明書 【資料４－３】抽出事案説明書 【資料４－４】抽出事案説明書 【資料４－５】抽出事案説明書

１　議事内容

（１）報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

契約検査係技査

資料１-１により説明

《委員から質疑なし》

②入札参加有資格制限処置に関する状況について

契約検査係技査

資料２により説明

《委員からの質疑なし》

（２）審議事項

①抽出事案について

佐藤委員

資料３により説明

《委員からの質疑なし》

②抽出事案の審議について

2026000130　イオンモール伊達アンテナショップ内装工事

契約検査係技査

資料４－１により説明

齋藤委員

２点質問いたします。

１点目は、熊本のイオンで発生した事故を受け、伊達市にオープンするイオンでもガス管工事の計画に変更があったと伺っておりますが、

それに伴う具体的な変更や対応などはあったのでしょうか。

２点目は、今回の事業の所管が商工観光課とされていますが、実際に開業した後の運営についても商工観光課が直接行うのか、それとも振興公社のような外部の団体が担うのでしょうか。

工事担当

１点目についてですが、ガス管等の追加工事においては、本工事では該当がありません。また、ガス管も設置しておりません。

２点目についてですが、開業後の運営においては、公募型プロポーザルにより、伊達市振興公社に決定しております。

佐藤委員

入札方針の質問になりますが、応札可能業者は 22 者、実際の応札者は７者ということで、この７者は工事等指名運営委員会で指名しているという理解でよろしいでしょうか。

契約検査係技査

本件は、条件付一般競争入札のため、入札公告の条件を満たしている参加申請のあった７者となっています。そのため、工事等指名運営委員会が指名したものではありません。

佐藤委員

応札可能業者として挙げられている 22 者であれば、どの業者でも入札に参加することが可能であった、という理解でよろしいでしょうか。

契約検査係技査

応札可能業者 22 者であれば、入札参加申請の後、入札に参加することは可能です。

三品委員

当該工事は工期末が９月 30 日となっており、設計金額やイオンの開業スケジュールに合わせて工期が設定されていると思いますが、設計図書の中で何か特別な条件を付した点などはあるのでしょうか。

工事担当

工期については、特別な条件を付けておりません。

髙久委員

当該工事では、応札業者が予定価格と最低制限価格の範囲内に収まっており、概ね 100 万円未満という僅差の中に全者が収まっています。設計図書を基に、建築面積や部材から積算を行うことで、必然的にこのような入札結果になるのでしょうか。

また、電気設備や給排水設備などの工事については、他社へ再委託するケースもありますが、応札業者がその詳細な費用を事前に把握し

ていなくても、このように金額が近くなるのでしょうか。

工事担当

当該工事は、躯体から造るものではなく、イオンの中に入るテナントの一つとしての内装工事になります。各業者の直近の実績や参考見積を十分に調査して設計しているため、積算に誤差が出にくい工事と言えます。

高久委員

電気設備や給排水設備は別工事ですか。

工事担当

電気設備や給排水設備を含めた工事となっています。

高久委員

電気設備や給排水設備工事を再委託しても入札価格は同じくらいになるのでしょうか。

工事担当

工種が少ないこともあり、予定価格に近くなったこと。そこから応札者がどれくらい経費を削れるかという形になったと思われます。

2026000160　伊達市保原市民センター外壁等改修工事

契約検査係技査

資料４－２により説明

高久委員

当該工事についても、入札額の差額が 100 万円以内に収まっておりますが、外壁改修工事という内容自体が比較的シンプルで分かりやすいため、各者の積算金額が似通る結果になったのでしょうか。

工事担当

工事内容は、外壁の改修とコンクリートのひび割れ補修になります。積算については、福島県の積算基準に基づいて積算していることから入札額が近くなったと思われます。

2026000169　大関橋橋梁補修工事

契約検査係技査

資料４－３により説明

三品委員

受注者について、福島県の実績では主に造園工事を行う業者として認識しております。伊達市において、今回の橋梁補修工事に限らず、過去に同者への発注実績や受注実績はあるのでしょうか。

工事担当

建設部発注の市道大柳石橋線の道路改良工事を受注しております。そのため、造園工事だけでなく、土木工事全般についても十分に対応できる能力を持った業者であると認識しております。

髙久委員

２点質問いたします。

１点目は、今回の工事も入札金額が僅差となっていますが、これは橋梁補修工事という内容が単純なため、積算金額が似通ったのでしょうか。

２点目は、最低制限価格の割合についてです。先ほど審議した２件は約 89.9％でしたが、今回の工事は 86.4％と低くなっています。これは、業種ごとに算定基準を変えているのでしょうか。

工事担当

当該設計については、福島県が定める労務単価や歩掛を使用しています。非公表のものについては、見積りや物価本を使いながら積算し、設計図書の閲覧開始と併せて公表しておりますので、設計額は積算しやすいものとなっています。なお、本件については、本工事の契約後に入札に参加した業者から開示請求があり、設計書を閲覧している状況です。そのことから、応札業者も常日頃から勉強しているため予定金額に近い金額になったと考えています。

契約検査係長

最低制限価格は、工事ごとに積算をしております。具体的な計算方法については、数人しか知らないマル秘扱いとなるため詳細はお伝えできませんが、計算方法の指針は国交省が公表しておりますので、そこに準じた形で工事ごとに計算しています。そのため、工事ごとに変動はあり得ます。

髙久委員

開示請求は、入札前に行えるのでしょうか。

工事担当

市では、契約後に開示請求があれば設計書の公表をしています。

髙久委員

最低制限について積算をしているということですか。

契約検査係長

まず、予定価格については、担当課が作成した設計書を基に、入札公告を行います。その後、入札日までに市長・副市長・部長等が、金額や内容に応じて予定価格を決定します。予定価格は作成者が封印する

ため、開札まで事務方を含め誰も知ることはできません。

次に、最低制限価格については、ダンピング防止と適正な価格での施工を目的として、工事や関連業務に導入しています。予定価格以下、かつ最低制限価格以上の範囲内での入札を求めており、これに満たない低価格での応札は失格となります。

髙久委員

積算した価格が予定価格になると解釈しておりました。その他にもう一つ最低制限価格があり、積算価格に一定の率を掛けて設けているという発想でした。そのため、最低制限価格のためにもう一度積算するという発想はありませんでした。

契約検査係長

予定価格については、基本的には設計額と同額という考え方があります。ただし、その決定権は事務方ではなく、金額や工種に応じて市長等の作成者に委ねられており、決定後は封印されるため入札執行時まで事務方が価格を知ることはありません。

次に、最低制限価格については、ダンピングや不当な競争を防ぐことで建設業界を保護し、同時に工事の品質を確保する目的を持っています。そのため、工事や関連業務ごとに一定の率を用いて適切に設定し、発注者と受注者双方の適正な利益を確保しております。

伊藤委員長

予定価格と最低制限価格の設定方法や公表の在り方については、自治体によって異なっております。

今、話があったように、設計価格イコール予定価格になるのが常識的な考え方かもしれませんが、もしそうだとすると高い精度で入札の金額を割り出すことができてしまいます。そのため、独自の調整を加えて金額を変えるということも行われています。

なお、福島県では、予定価格の設定基準について公表していますか。

三品委員

計算に使う率は、一定の範囲を持たせて公表しています。

伊藤委員長

福島県内でも、職員による価格漏洩などの不正を完全に防ぐという目的で、予定価格を事前公表している自治体があります。

一方で、予定価格や最低制限価格をすべて事前に公表してしまうと、多くの業者が同額で入札し、最終的にくじ引きになってしまうという課題があります。これでは本来の価格競争になりません。自治体によって考え方は異なりますが、安易に事前公表を行わない伊達市のやり

方は、非常に健全な入札のあり方であると言えます。

2026000170　大泉字大舘地内配水管布設替工事

契約検査係技査

資料４－４により説明

髙久委員

市の入札方針によると 3000 万円以上だと 800 点以上を有する９者となるため、委員会の提言どおり、条件を 700 点以上にし、Ｂランクの６者も入れて 15 者にしているということでしょうか。

契約検査係技査

そのとおりです。

髙久委員

金額が大きいが、Ｂランクの業者でも請負えるということが前提にあるのでしょうか。

契約検査係長

市では、建設業法に基づく経営事項審査の点数に加え、市内に本店や支店を持つ業者に対しては、登録の際に主観点を加算してランク付けを行っております。

経営事項審査では、経営の健全性や受注実績、技術力、国家資格を持った技術者の数などが総合的に評価されます。そのため、一般的には点数が高く規模が大きい会社ほど、施工能力も高いと見ることができます。

市内の地元業者に目を向けますと、Ｂランク以上の業者は 3,000 万円以上の水道工事における施工能力に問題はないと判断しております。地元企業の競争性をしっかりと確保するためにも、入札の条件を広げて公告を行っているのが、現在の取り組みになります。

齋藤委員

当該工事は、道路の本管工事ですが、隣接する住宅に引込む工事も20mm にするように指導しているのでしょうか。

工事担当

道路に布設する管への接続については、最小口径が 20mm となっておりますので、そのように指導しています。

伊藤委員長

こちらの上水道は水道企業団から購入しているのでしょうか。

工事担当

そのとおりです。

伊藤委員長

各自治体の入札参加資格審査等において、市内業者あるいは市内に支店・営業所を有する業者に入札を制限する事例が見受けられます。しかし、一部にはペーパーカンパニーなど、その実態が伴わない業者が登録されているケースが問題視されております。

そこで、伊達市における入札参加資格登録業者については、実態のある業者が適正に登録されているという理解でよろしいでしょうか。

契約検査係長

市内に支店や営業所を構える法人を対象に実態調査を行っております。

一部の例として、登録されている住所地がアパートの一室であるという事例があります。そうした場合には、建設業法で義務づけられている建設業許可標識の掲示がなされているか、あるいは営業所技術者の常勤配置や事務所の実態が伴っているかについて、現地調査を行っております。

調査にあたっては、事前連絡をせず行う場合もあれば、事前に連絡をしてから訪問する場合もありますが、いずれにせよ、しっかりと現地の実態を調査した上で登録を行っております。

2026000185　伊達市消防団月舘支団消防屯所新築工事

契約検査係技査

資料４－５により説明

佐藤委員

入札業者６社のうち３社が、予定価格をわずかに超える 5,350 万円という同じ金額で入札をしていました。

一般競争入札ですから、各業者が利益や原価を計算し最低でもこの金額でないと工事ができないと考えて応札したはずです。結果として、97.7%の価格で落札した業者がいたため、入札自体は成立していますが、６社中３社が、役所の予定価格では利益が出ないと判断したと推測できます。

そこで質問ですが、特に近年の資材高騰などが進む中で、設計金額を算出する際、業者の適正な利益や現場の実情をどのように考慮し、実務上反映させているのでしょうか。

工事担当

本工事の積算においては、福島県土木の基準に則り積算を行っております。また、単価については、基本的に県の基準労務単価等を採用し

ており、その基準にない単価は、発注直前の単価を見積り業者より徴収して積算の方に反映しておりますので、実勢価格との乖離はないものと考えております。

伊藤委員長

伊達市の場合は、設計額と予定価格が必ずしもイコールではない。

契約検査係長

イコールの場合もあればイコールではない場合もあります。

伊藤委員長

高精度で積算をしても積算した金額が予定価格に近いかもしれないが、予定価格以下という保証はないわけですか。

契約検査係長

そのとおりです。

佐藤委員

当該工事の設計内容等は、教えてもらえるのでしょうか。

契約検査係長

実際の積算の中身、いわゆる金額の入った設計書については、情報開示請求をいただければ公表しております。

ただ、今回のように複数の業者が非常に似たような数字になった点については、入札に参加される事業者側の積算精度が非常に高いからではないかと思っております。そのため、実勢価格や市場価格を反映した場合、市が算定した設計金額と事業者側の見積りという金額そのものが非常に近い数字になっているのではないか、という考察をしておりました。

伊藤委員長

当該工事は、消防車の格納庫、待合室及び最小限の設備で構成された消防団の詰所です。一般的な住宅と比較して構造が非常にシンプルであるため、数量の算出や積算が比較的容易な建物と言えます。

工事担当

当該工事の範囲は、建築物の新築及び外構工事となっておりますが、全体的に標準的な仕様で構成されており、特殊な工法や設備などは採用しておりません。

髙久委員

各者利益分を含め入札したということですか。

そうすると、予定価格から 100 万円前後に収まっているのですか。

契約検査係長

先ほどのご質問に補足させていただきます。当該新築工事について

は、設計額と予定価格が同額の案件でございます。

屯所新築工事の入札結果においては、金額が近い応札や 97.7%という高い落札率であり、入札参加者の積算精度の高さが顕著に現れています。

落札率の高い要因の一つとしては、公共工事における技術者の専任配置義務が影響していると考えられます。本案件は、８月末の契約から３月 12 日の竣工まで約７ヶ月の工期があり、原則として１級施工管理技士等の技術者の専任が必要です。兼任によって柔軟に稼働を増やせる民間工事とは異なり、公共工事では貴重な社内リソースが一定期間拘束されるため、会社の規模によっては他案件への参入機会が制限される場合があります。したがって、このような場合、会社の利益と受注機会の確保をいかに最適化させるかというビジネス上の判断の結果、今回の高落札率に繋がっているものと考察されます。

髙久委員

当該工事の設計額と予定価格が同額となった時の最低制限価格はどうなるのでしょうか。

契約検査係長

具体的な算出方法については、非公表としております。算出される割合については、工事の特性や案件ごとに設定が異なるため、率にはある程度の変動が生じます。

佐藤委員

一連の流れとして、参加表明を行った場合は、基本的には入札に参加しなければならない、という理解で相違ないでしょうか。

契約検査係長

原則として、そのとおりです。しかしながら、実際のケースは様々であり、入札当日や前日になっても適切な辞退届の提出がないまま、事実上の不参加状態になってしまっている、ということも稀には、あります。

佐藤委員

資料の入札結果を確認した際、設計金額 5,348 万円に対して３者が 5,350 万円という超過金額で揃っている点に違和感を抱いておりました。昨今の積算精度は非常に高いと伺っておりますので、各業者とも当初は参加表明をしたものの、その後の詳細な積算や社内事情から、積極的な受注を避けたくなったという背景があったのではないでしょうか。直接的な辞退届を出す代わりに、あえて設計金額を上回る金額で応札することで、実質的に受注を回避した可能性もあると考えてお

ります。このような入札行動自体は違法行為にあたるものではありませんが、先ほどの実情を聞き、実務上の一つの実態として十分にあり得ることだと納得した次第です。

契約検査係長

入札の実務的な話になりますが、入札準備から開札、その後の書類審査を経て契約に至るまで、6週間ほど期間を要する場合があります。公告から契約までの実質的な期間だけでも約30日近くあるため、佐藤委員のご指摘とおり、この期間に各社の手持ち工事の状況や、専任技術者の配置予定といった社内状況の変化が生じる可能性は十分に考えられます。当初の参加表明時と開札時で企業の動向が変わる背景には、こうしたタイムラグも大きく影響しているのではないかと考えております。

齋藤委員

工期の問題も大きく影響していると考えております。具体的には、イオンモール伊達アンテナショップ内装工事及び伊達市保原市民センター外壁等改修工事の建築工事において、落札した業者は、あえて落札意思の無い応札行動をとられたのではないでしょうか。

理由として、これらの業者は既に案件を抱えており、その建築工事の期間が今回の案件と重複している状況が挙げられます。専任技術者の配置や現場の体制を勘案すると、実務上、両方の工事を並行して進めることは極めて困難であると判断せざるを得ません。発注側として、入札日は別の日に設定しているため一見調整が可能に見えますが、施工期間そのものが重なっている以上、時期をずらしてまで対応する性質の工事でもありません。そのため、明確に辞退という手続きをとるよりは、予定価格を少し上回る金額で応札し、実質的な受注回避を選択された可能性は十分に考えられます。

伊藤委員長

辞退というのは、指名競争入札において指名を受けたものの、今回は入札に参加しませんという意思表示を行うことですか。

契約検査係長

そのとおりです。

伊藤委員長

一般競争入札の場合、説明は聞いて入札には参加しませんというのは辞退ではないですよね。単に入札しなかったということではないでしょうか。

契約検査係長

手続きの流れで申し上げますと、条件付一般競争入札に関しては、公告と同時に設計図書の閲覧が開始されます。この段階で、業者が設計図書を閲覧した後、入札に参加したいとなった場合に初めて参加申請を行います。例えば、設計図書を閲覧したものの申請に至らなかった業者については、あくまで閲覧したという事実に留まるため、不参加や辞退の数としてはカウントしておりません。

一方で、入札への参加申請をした業者に関しては扱いが異なります。その申請後に、例えば、前日までに技術者が病気になってしまったなど、やむを得ない事情によって入札に参加できないという意思表示があった場合、これを手続き上、“辞退”という言葉で定義しております。

伊藤委員長

申請がなければ入札には参加できないという仕組みでしょうか。

契約検査係長

そのとおりです。

三品委員

入札の方式として、郵便入札と会場に集まって入札を行っているのでしょうか。

契約検査係長

条件付一般競争入札及び指名競争入札については、原則として市役所の入札会場にお越しいただく形を取っております。これは遠方の業者であっても同様であり、基本的には来庁をお願いしているのが実態です。一方で随意契約については、どうしても相手方の都合がつかないなど、客観的にやむを得ないと認められる例外的な場合に限って、過去に郵送での提出を認めた事例もあったと認識しております。

三品委員

基本的には、入札会場に集まり入札をするということですか。

契約検査係長

そのとおりです。

伊藤委員長

電子入札の導入は予定されていますか。

契約検査係長

電子入札の導入については、様々な手法を選択肢の一つとして検討しております。電子入札システムは行政側にとっても多額の初期投資が必要となるため、当市単独での導入だけでなく、近隣の市町村とシステムを共有するなど、広域での利用が現実的かなと思っています。スケールメリットを生かした形であれば、発注者である自治体側、受

注者である業界側の双方にとって、より大きなメリットを生み出せると考えております。将来的なコスト低減や利便性向上に向けて、どのような手法が最適か、常に幅広く検討したいと考えています。

伊藤委員長

業者側の対応が難しいという声もありますが、数万円程度の機器（カードリーダー）を導入すれば済む話であり、それほど高いハードルではないと認識しています。つまり、課題の本質は業者側ではなく、行政側がシステム整備に踏み切るかどうかにあります。実際の対面入札や郵送に比べ、電子入札は不正が起きにくい仕組みであることは明白です。特定の場所に集り札を入れるような従来方式は、そろそろ見直すべき時期に来ているのではないでしょうか。透明性の向上や効率化の観点からも、ぜひ前向きに導入を検討していただきたいと考えております。

２　閉　会　（午後２時 45 分）